第５編
事故災害対策編

第１章　基本的考え方

第１節　基本的考え方

本編は、自然災害によるものではない、主に人為的要因による次の災害に関する対策計画である。市は、住民の生活に甚大な被害を及ぼすおそれがあるこれらの大規模な事故などが発生した場合には、迅速かつ的確に対処し、総合的かつ計画的な防災対策を推進する。

なお、本編に定めのない事項については、第２編風水害・共通対策編に基づき運用するものとする。

１　航空災害

市域にて、航空機の墜落炎上などにより、相当規模の人的または物的被害が生じるような大規模な災害が発生した場合

２　鉄道災害

市域にて、相当規模の人的または物的被害が生じる大規模な鉄道災害が発生した場合

３　道路災害

市域にて、相当規模の人的または物的被害が生じる大規模な道路災害が発生した場合

４　危険物などによる災害

市域にて、危険物（高圧ガス、毒物・劇物、火薬など）の漏えいや流出あるいは火災や爆発により、相当規模の人的または物的被害が生じる大規模な災害が発生した場合

５　林野火災

市域あるいは隣接市域にて、広範囲の林野消失などを伴う大規模な林野火災が発生した場合

第２節　事故災害発生時の体制

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	総務対策部、水防・消防対策部

１　事故災害時の体制

市は、市域にて大規模な事故災害が発生した場合には、事故の状況に応じて次の体制を確立し、迅速かつ的確に災害応急対策を実施する。

表　防災体制と配備の基準

防災体制	配備種別	配　備　の　基　準
市情報連絡本部	予備配備	大規模事故災害発生の情報があった場合
市災害警戒本部	警戒配備	大規模事故災害が発生し、人命に被害の発生するおそれがある場合
市災害対策本部	非常配備	大規模事故災害が発生し、多数の人命に被害が発生した場合
	特別非常配備	大規模事故災害が発生し、非常に多数の人命に被害が発生した場合
	救助配備	大規模事故災害が発生し、非常に多数の人命に被害があった場合（救助法が適用されるような甚大な災害となった場合）

第２章　航空災害対策

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	総務対策部、水防・消防対策部

１　航空災害対策の概要

航空機の墜落炎上などにより、相当規模の人的または物的被害を生じる大規模な災害が発生した場合、あるいはその発生が確実視される場合には、市は早期に災害初動体制を確立し、災害の拡大を防ぎょし、あるいは被害の軽減を図るため、県防災計画の「航空災害対策編」に準じた災害応急対応を実施するほか、次の対策を行う。

２　市災害対策本部の設置

市長は、次の場合には市災害対策本部を設置する。

ア　災害の規模が大きく、広範囲での災害応急対策の実施が必要なとき。

イ　広域的な相互協力体制を必要とするとき。

ウ　その他航空災害の発生に関して市長が必要であると認めたとき。

なお、市は災害の規模などにより、市情報連絡本部あるいは市災害警戒本部を災害初動体制として立ち上げる。また、配備基準については、予備配備あるいは警戒配備を基本として災害状況に応じ市災害対策本部へ迅速に移行できるよう動員配備を変更する。

３　連絡調整員の派遣

市は、当該事故の航空会社あるいは国、県が現地合同対策本部などを設置した場合には、速やかに市災害対策本部を立ち上げるとともに、本部員を連絡調整員として派遣するなどして関係機関との連絡調整にあたる。

４　この章に定めのない事項

この章に定めのない事項については、第２編風水害、共通対策編に定めるところによるものとする。

第３章　鉄道災害対策

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	総務対策部、水防・消防対策部

１　鉄道災害対策の概要

市域にて、相当の人的または物的被害が生じるなどの大規模な鉄道災害が発生した場合には、市は早期に災害初動体制を確立し、災害の拡大を防ぎょしあるいは被害の軽減を図るため、県防災計画の「鉄道災害対策編」に準じた災害応急対応を実施するほか、次の対策を行う。

２　市災害対策本部の設置

市長は、次の場合には市災害対策本部を設置する。

ア　災害の規模が鉄道のみならず沿線地域に波及するなど迅速な災害応急対策が必要なとき。

イ　鉄道事業者や県なども含めた防災関係機関の相互協力や支援などを必要とするとき。

ウ　その他鉄道災害の発生に関して市長が必要であると認めたとき。

なお、市は災害の規模などにより、市情報連絡本部あるいは市災害警戒本部を災害初動体制として立ち上げる。また、配備基準については、予備配備あるいは警戒配備を基本として災害状況に応じ市災害対策本部へ迅速に移行できるよう動員配備を変更する。

３　連絡調整員の派遣

市は、鉄道事業者や県が現地合同対策本部を設置した場合には、速やかに市災害対策本部を立ち上げるとともに、本部員を連絡調整員として派遣するなどして関係機関との連絡調整にあたる。

４　この章に定めのない事項

この章に定めのない事項については、第2編風水害、共通対策編に定めるところによるものとする。

第４章　道路災害対策

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	総務対策部、水防・消防対策部

１　道路災害対策の概要

市域にて、相当規模の人的または物的被害が生じるなどの大規模な道路災害が発生した場合には、市は早期に災害初動体制を確立し、災害の拡大を防ぎょしあるいは被害の軽減を図るため、県防災計画の「道路災害対策編」に準じた災害応急対応を実施するほか、次の対策を行う。

２　市災害対策本部の設置

市長は、次の場合には市災害対策本部を設置する。

（１）災害の規模が大きく、迅速な人命の救急・救助活動などの災害応急対策の実施が必要なとき。

（２）道路管理者や隣接市町などとの相互協力体制を必要とするとき。

（３）その他道路災害の発生に関して市長が必要と認めたとき。

３　連絡調整員の派遣

市は、道路管理者や県などが現地合同対策本部を設置した場合には速やかに市災害対策本部を立ち上げるとともに、本部員を派遣するなど関係機関との連絡調整にあたる。

４　この章に定めのない事項

この章に定めのない事項については、第2編風水害、共通対策編に定めるところによるものとする。

第５章　危険物など災害対策

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	総務対策部、水防・消防対策部

１　危険物など災害対策の概要

市域にて、危険物（高圧ガス、毒物・劇物、火薬など）の漏えいや流出あるいは火災や爆発により、相当規模の人的または物的被害が生じる大規模な災害が発生した場合には、市は早期に災害初動体制を確立し、災害の拡大を防ぎょしあるいは被害の軽減を図るため、県防災計画の「危険物等対策編」に準じた災害応急対応を実施するほか、次の対策を行う。

２　市災害対策本部の設置

市長は、次の場合には市災害対策本部を設置する。

ア　災害の規模が時間の経過とともに拡大するなど多数の人命に危害が及ぶおそれがあるとき。

イ　県なども含めた防災関係機関との相互協力や支援などを必要とするとき。

ウ　その他市長が必要であると認めたとき。

なお、市は災害の規模などにより、市情報連絡本部あるいは市災害警戒本部を災害初動体制として立ち上げる。また、配備基準については、予備配備あるいは警戒配備を基本として災害状況に応じ市災害対策本部へ迅速に移行できるよう動員配備を変更する。

３　連絡調整員の派遣

市は、施設管理者や県などが現地合同対策本部を設置した場合には、速やかに市災害対策本部から本部員を連絡調整員として派遣するなどして関係機関との調整にあたる。

４　この章に定めのない事項

この章に定めのない事項については、第2編風水害、共通対策編に定めるところによるものとする。

第６章　林野火災対策

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	水防・消防対策部、土木対策部

１　林野火災対策の概要

市域あるいは隣接地域にて、広範囲の林野消失などを伴う林野火災が発生した場合には、市は早期に災害初動体制を確立し、災害の拡大を防ぎょしあるいは被害の軽減を図るため、県防災計画の「林野火災対策編」に準じた林野火災対策を実施するほか、次の対策を実施する。

２　市災害対策本部の設置

市長は、次の場合には市災害対策本部を設置する。

（１）広範囲の林野火災が発生または延焼範囲が拡大するなど、人命や財産に多大な被害の生じるおそれがあるとき。

（２）県なども含めた防災関係機関との相互協力や支援などを必要とするとき。

（３）その他、市長が必要であると認めたとき。

市は災害の規模などにより、市情報連絡本部あるいは市災害警戒本部を災害初動体制として立ち上げる。また、配備基準については、予備配備あるいは警戒配備を基本として災害状況に応じ市災害対策本部へ迅速に移行できるよう動員配備を変更する。

３　連絡調整員の派遣

市は、国あるいは県が現地合同対策本部を設置した場合には、速やかに本部員を連絡調整員として派遣するなどして関係機関との調整にあたる。

４　平素の監視体制の強化

市は、消防署への火入れの許可申請・通報の徹底やたき火等の届出による把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。

また、乾燥した日が続くなど林野火災発生のおそれがあるときは、乾燥や強風等の気象状況に応じて、林野火災の発生危険度に係る的確な情報発信、巡視、監視を強化するとともに、次の事項を実施する。

（１）林野火災注意報・警報の発令等 気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、林野火災に関する注意報や警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置をとる。

（２）林野火災注意報・警報の周知徹底

林野火災注意報・警報の住民、入山者への周知は、打鐘、サイレン等消防信号を活用するほか、状況により、広報車による巡回広報、防災無線等により周知徹底を図る。

（３）火入れの対応

火入れによる出火を防止するため、森林法第 21 条に基づく市町村長の許可にあたっては、事前に消防機関と時期、許可条件等について十分な調整を行い、火入れ者に許可条件等の厳守を指導する。

（４）火の使用制限

気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導する。林野火災警報発令時等特に必要と認めるときは、火災予防条例等に基づき、一定区域内のたき火、喫煙など火の使用制限を徹底する。

５　被害情報の収集と活動の全体調整

市又は消防機関は、現地の消防隊の指揮者や無人航空機などを活用し、夜間を含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握するように努めるものとする。

なお、無人航空機を活用する場合に空中消火を行うヘリコプターが活動を行う場合は、ヘリコプター運用機関と調整を行った後に活用するものとする。

また、市町村（消防機関を含む）は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行うものとする。

６　県の火災規模の条件及び即報等

市は、火災の規模等が次の条件に達するとき及び火災・災害等即報要領の即報基準に達する又は達することが予想される場合、又は必要と認めるときは県（危機管理局）に即報を行う。

（１）　火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して覚知から１時間以内に鎮圧できないか、又は鎮圧することができないと予想される場合

（２）　火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して空中消火を必要とすることが予想される場合

（３）　林野火災によって人的被害が発生、又はその危険が予想されるとき

（４）　近くに火薬工場や火薬の保管倉庫あるいは危険物施設などが存在し、２次災害が発生するおそれがあるとき以下の国の即報基準に達する、又は達することが予想される場合

ア　焼損面積が 10 ヘクタールと推定されるもの
イ　空中消火を要請又は実施したもの
ウ　住家等へ延焼するおそれがあるもの
エ　死者が３人以上生じたもの
オ　死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの
カ　自衛隊に災害派遣を要請したもの

６　この章に定めのない事項

この章に定めのない事項については、第2編風水害、共通対策編に定めるところによるものとする。